

### 3 基本ルール関係

#### ア 規制に関する手続の見直し

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
規制影響分析（R I A）の義務付けに向けた取組の推進 （各府省）	a 各府省は、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ、R I Aの試行的な実施や規制の事前評価の義務付けに向けた調査研究等に一層積極的に取り組む。	逐次実施			（各府省） 「規制影響分析（R I A）の試行的実施に関する実施要領（平成16年8月13日、内閣府規制改革・民間開放推進室）等を踏まえ、各府省において、平成16年10月から規制の事前評価を試行的に実施し、現在までに170件を超える試行がなされている。	
（総務省）	b 総務省は、調査研究を行い、政策評価の観点からその評価手法の開発の推進に努めているところであるが、平成17年度においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている試行的なR I Aの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進める。	逐次実施				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
(各府省) (総務省)	<p>c 各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。</p> <p>また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省は、これを促進するために必要な措置を講ずる。</p>			措置	(a・b参照)	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
パブリック・コメント手続の見直し（総務省）	<p>規制改革の一層の推進という観点から、本制度について以下のように見直しを図る。</p> <p>a 現在、「1か月程度を一つの目安」として、各案件については各府省の裁量にゆだねている意見・情報の募集期間について、原則30日間を確保することとし、例外的にそれを下回る期間を設定する場合においては、その理由を募集の周知と同時に公表する。</p> <p>b 現在、各行政機関は、提出された意見・情報について考慮したことを明らかにするために、当該行政機関の考え方を取りまとめ、公表しているが、この仕組みが本制度全体において極めて重要な役割を担っていることにかんがみ、特に意見を採用しない場合において、行政機関の考え方を分かりやすく詳細に公表する。</p> <p>c 質の高い規制の制定はもとより、有効な代替案を見出す可能性を高める等の観点から、パブリック・コメント手続に際しては、その対象となる規制原案に、可能な限り当該原案に係るRIAを付して、意見・情報の募集の対象とする。</p> <p>d 後述する行政手続法の見直し作業において、パブリック・コメント手続の法制化についても検討を行う。</p> <p>e 上記の見直しを行うほか、現在、文書閲覧窓口等の方法により一定期間公にしておくとしている国民等からの提出意見・情報について、可能な限り、各府省のホームページ上でその全文を公表することとする。</p> <p>f 総務省は、例えば「意見・情報の処理方法に不備があるものが無いかなか」、「公表時期に不備があるものが無いかなか」といった観点から、本制度の実施状況に係る調査項目の充実を図るとともに、所管事項に係る苦情処理・相談を行い、パブリック・コメント手続の適正な運用を図る。</p> <p>【総務省行政管理局行政手続室事務連絡（平成16年4月5日）】 【行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）】</p>	一部措置済	法案成立、公布	措置済（4月施行予定）	(17年度措置済)	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
日本版ノーアクションレター制度の見直し  (総務省)	<p>同時期に導入した類似の制度である「税務上の取扱いに関する事前照会に関する文書回答」制度について、現在見直しを進めていることもあり、規制に関する日本版ノーアクションレター制度についても、以下のように見直しを図る。</p> <p>a 少なくとも事業活動を規制する法令については、本手続の対象とするよう対象範囲を見直す。 【行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について（平成16年3月19日閣議決定）】</p>	措置済				
(総務省)	<p>b 現行制度の趣旨を一層徹底する観点から、特定の規定に違反する行為が罰則の対象となる場合であっても、当該条項を根拠とする処分があれば本制度の対象となっていることについて周知を図る。 【総務省行政管理局行政手続室事務連絡（平成16年2月26日）】 【総務省行政管理局行政手続室事務連絡（平成16年3月19日）】</p>	措置済				
(総務省)	<p>c 本制度を補完するものとして、例えば民間における団体が会員たる個別企業を代表して照会を行う場合においても、行政機関はできる限り具体的に回答する。 【行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について（平成16年3月19日閣議決定）】</p>	措置済				
(各府省)	<p>d 閣議決定による指針の下で、本制度の具体的実施方法等については、各府省の判断の下での細則にゆだねているために、各細則間に内容の強弱あるいは規定の有無といった差異が見られるが、その中には、以下のように合理的な理由に欠く事項もあり、早急な見直しを図る。</p>	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	<p>ア 当該回答に至った見解や根拠を回答に盛り込むか否かについて、(a)必ず明記しなければならないと義務付けている府省、(b)付すことができると規定するにとどまっている府省、(c)全く定めのない府省、との別が見られるが、本制度の趣旨をいかすために、すべての細則において、回答には具体的な見解や根拠等を必ず盛り込むこととする規定を置く。</p> <p>イ 照会者又はその代理人からの照会の取下げの申出に対する回答の不実施について、(a)規定を設けている府省、(b)規定を設けていない府省、との別が見られるが、すべての細則において、照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないこととする規定を置く。</p>					
行政手続法の見直し (総務省)	<p>a 行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法の改正により、政省令などを定める際に国民の意見を求める手続、いわゆるパブリック・コメント手続を法制化する。</p> <p>なお、その際、パブリック・コメント手続により公表される規制原案及び関連資料については、単なる情報提供としての公表ではなく意見を求めるものであるという趣旨を踏まえて、国民が内容を理解しやすいように示さなければならないこととすべきである。さらに、提出された意見が考慮され、その結果が反映されなければならないものとする。</p> <p>【行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）】</p>	第162回国 会に法案提出	法案成立、 公布	措置（4月施行予定）	（17年度措置済）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
(総務省)	b 行政処分や行政指導における書面交付制度の在り方について、改めて実態調査を行った上で、改善すべき点が無いか検討を行い、早期に結論を得る。	検討開始	可能な限り早期に結論		(総務省) 平成17年度に実施した「行政手続法の施行状況に関する調査結果(国の行政機関)」(平成18年5月15日公表)では、行政指導の書面の交付件数は過去実施された同調査より増加している。こうした実態等も踏まえ、制度として改善すべき点があるか否かについては、行政処分・行政指導の適正化を検討するなかで引き続き検討を行い、早期に結論を得る。 一方、制度の運用については、総務省行政評価局の「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果報告書」(平成16年12月14日公表)のアンケート結果において、行政指導の書面交付制度を知らなかったとする事業者が相当数いるとされていることを踏まえ、一層の法制度の周知・広報活動が必要であると認められることから、行政機関及び関係団体等に対して行政手続法普及啓発用ブックレット及び周知・広報用DVDの配布を行った。	
(各所管府省)	c 申請に対する審査基準や処分の基準について「できる限り具体的なものとしなければならない」、「(適当な方法により)公にしておかなければならない」と定める行政手続法の趣旨を踏まえ、申請者たる事業者等から「審査基準の内容について不十分」との指摘や「審査基準の一層の具体化を求める」との要望があるものについては、各所管府省においてパブリック・コメント手続等を行った上で、早急に具体化するとともに、「審査基準の公表がなされていない」との指摘があるものについては、原則公表する。	措置済				
(総務省)	d 総務省は、現在実施している「行政手続法の施行状況に関する調査」の調査項目について、例えば審査基準設定の有無のみならず公表の有無を加える等、その拡充を図る。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
規制の見直し基準の策定 (規制改革・民間開放推進会議)	<p>規制改革・民間開放推進会議は、関係府省や地方公共団体の協力を得ながら、以下の基本的な考え方にしたがって、規制の見直し基準（以下「見直し基準」という。）を策定し、これに基づき積極的に見直しを推進する。</p> <p>a 見直し基準の性格</p> <p>参入・退出、業務内容、競争条件の観点から規制の見直し基準を策定することとし、見直し基準は、個別分野ごとのものではなく分野横断的なものとする。また、見直し基準は、最低基準としてではなく、標準の基準とし、その基準を上回る規制については、その必要性・妥当性をより厳しく検証するという形で用いる。</p> <p>b 見直し基準の策定の視点</p> <p>見直し基準の策定は、次の視点に立つて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換されているかどうか。</li> <li>・ 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止され、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとされているかどうか。</li> <li>・ 国際的な整合性の確保を図られているかどうか。</li> <li>・ 手続が簡素化され、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化が進められているかどうか。</li> <li>・ 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任が明確化されているかどうか。</li> <li>・ 公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託に関する規制の在り方が積極的に見直されているか。</li> </ul> <p>上記のほか、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）に示された視点に立つ。</p>		一部措置済	逐次実施	平成18年度において、規制改革・民間開放推進会議は、「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」（平成18年7月31日）において、一定期間経過後の規制の見直し基準を策定し、同基準に基づいた見直しを推進。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	<p>c 見直し基準の策定の手順</p> <p>我が国の構造改革にとって規制改革の実施は急務であることから、見直し基準の策定は、その完遂を待つことなく、可能な一部の基準から優先的に順次策定することとし、必要に応じその速やかな政府決定を経た上で、早急に実際の見直し作業を開始する。</p> <p>d 具体的な措置</p> <p>上記にかんがみれば、優先的に策定されるべき見直し基準としては、ア 通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制の見直し基準（廃止、法令化等の基準）イ 制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制の見直し基準（廃止等の基準）が考えられる。</p> <p>これらの規制については、その見直しの必要性が高いと考えられるので、規制改革・民間開放推進会議及び前身の総合規制改革会議等の規制改革推進機関において審議してきた事項（集中受付月間における構造改革特区や全国規模の規制改革に関する民間提案事項を含む。）の中から具体的事例を選定し、見直し基準を策定するとともに、規制の見直しを推進する。さらに、その他の見直し基準についても、逐次検討を進める。</p>					
見直し基準による見直しの推進（規制改革・民間開放推進会議）（各府省）	規制改革・民間開放推進会議及び各府省庁は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、別紙の見直し基準に従い見直しを推進するものとする。このため、別紙の見直し基準に基づき、必要な措置を講ずる。		逐次実施		（規制改革会議） 平成18年度において、規制改革・民間開放推進会議及び各府省庁は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、別紙の見直し基準に従った見直しを推進するため、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）における、私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制にかかわる個々の通知・通達等の分類を進めた。	



規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
見直し推進の体制 （規制改革・民間開放推進会議） （各府省）	<p>別紙の見直し基準に基づく見直しを強力に推進するため、見直し基準の体制について、以下の指針に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>ア 各府省庁は、既に制定・発出されている規制にかかわる通知・通達等について、前述の見直し基準に定める分類にしたがい個々の通知・通達等の分類に着手し、平成18年中に分類を完了するものとする。</p> <p>イ 上記の分類に基づき、各府省庁は、前述の見直し基準にしたがい以下の要領で見直しを推進するものとする。</p> <p>（ア）各府省庁は、年度末までに、翌年度における見直しの対象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定する。</p> <p>（イ）各府省庁は、12月末日までに、見直しの対象として選定された通知・通達等の見直し結果を見直し推進機関に報告する。</p> <p>（ウ）見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省に対し再検討を要請する。見直し結果については毎年度末までに確定し、見直し推進機関により公表する。</p> <p>ウ 各府省庁は、新たに通知・通達等を制定・発出しようとする場合、前述の見直し基準を勸案のうえ、制定・発出を行うものとする。</p> <p>エ 平成18年度においては、規制改革・民間開放推進会議が見直し推進機関の機能を担うものとする。平成19年度以降の見直し推進機関の在り方等については、見直しの推進状況を踏まえつつ平成18年度中に検討し、決定する。</p>			逐次実施	<p>（規制改革会議）</p> <p>平成18年度において、各府省庁は、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）における、私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制にかかわる個々の通知・通達等の分類を進めた。</p> <p>また、規制改革・民間開放推進会議の後継組織である規制改革会議は、平成19年3月30日の時点で、その件数（平成18年3月31日基準）について以下のとおり報告を受け、分類の状況としてホームページ上で公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続法に定める審査基準・処分基準 ：計1,009件</li> <li>・上記以外で外部効果を有する通知・通達等 ：計947件</li> </ul> <p>さらに、見直し推進機関の機能については、平成19年度から平成21年度までは、当面規制改革会議が担うものとした。</p>	

## イ 地方公共団体における規制改革の推進に向けた方策

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策 (各府省、総務省)	<p>国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行うほか、以下に掲げる点について取り組む。</p> <p>なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。</p>	逐次実施			<p>(総務省)</p> <p>「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務事務次官通知)にて、要請した平成17年度から21年度までにおける民間委託等の推進及び指定管理者制度の活用などの具体的な取組目標を明示した都道府県及び政令指定都市の「集中改革プラン」を総務省において、取りまとめ、平成18年8月31日に公表。</p> <p>「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務事務次官通知)において、「公共サービス改革」として「公共サービスの見直し」及び「市場化テストの積極的な活用」を掲げ、各地方公共団体に、公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講じるよう要請。また、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、市場化テストの積極的な活用に取り組むよう要請。</p> <p>地方公共団体における民間委託や指定管理者制度をはじめとする代表的な行政改革の取組事例を取りまとめた「地方行政改革事例集」を作成し、平成18年3月28日に公表、地方公共団体に周知。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
（規制改革・民間開放推進会議）	a 規制改革・民間開放推進会議においても、今後とも構造改革特別区域推進本部との一層の連携を図りながら地方における実態の把握を行った上で、問題点や課題を明らかにしていく。	逐次実施			（規制改革会議） 規制改革会議では、構造改革特別区域推進本部と連携して地方公共団体等から全国で実施すべき規制改革に関する提案・要望を集中的に受け付ける等、地方における実態の把握を行っている。 また、地域活性化ワーキンググループを設置して、地方公共団体等からの要望について、規制改革推進本部とも連携をとりつつ、調査・審議を行っているところ。	
（規制改革・民間開放推進会議）	b 規制改革・民間開放推進会議は、全国的な規制改革を一層推進するという観点から必要と考えられる場合には、関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ行うよう求める。	逐次実施			（規制改革会議） 地域再生本部等関連する本部と連携をとって、全国的な規制改革を一層推進する観点から関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を行うよう求めているところ。	
（規制改革・民間開放推進会議）	c 全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。 したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革・民間開放推進会議は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類等の標準様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。	逐次実施			（規制改革会議） 「規制改革集中受付月間」において各種申請書類等の様式や仕様等の統一化を求める要望が提出されており、関係府省と統一化について審査調査を行っているところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
(公正取引委員会)	d 公正取引委員会により「競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について」（平成11年6月）、「公共調達における競争性の徹底を目指して（公共調達と競争政策に関する研究会報告書）」（平成15年11月）が取りまとめられており、実態把握等に有益なものとなっているが、引き続き公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行う。 【地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書（平成16年9月8日）】 【公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書（平成17年10月14日）】	逐次実施			(公正取引委員会) 公正取引委員会は、発注機関における入札・契約制度改革の動向、発注機関の職員のコンプライアンスの向上策について把握することを目的として、国が資本金の2分の1以上を出資する政府出資法人及び地方公共団体に対してアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめ、平成18年10月31日、「公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書」を公表した。	
県議会議員の複数 常任委員会への所属 (総務省)	第28次地方制度調査会の答申（平成17年12月9日）を踏まえ、議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止すべく、地方自治法の一部を改正する法律案を通常国会に提出する。		法案提出	法案成立後 公布・施行	(総務省) 議員の複数常任委員会への所属制限を廃止する地方自治法の一部改正法が第164回国会において成立（平成18年11月24日施行済）。	
地方公共団体による 随意契約における 新たな事業分野の 開拓を図る者の 認定に係る手続の 簡素化 (総務省)	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約について、新商品により事業分野の開拓を図る者の認定に係る実施計画の提出の簡素化を実現するため、地方自治法施行規則について、所要の改正を行う。			措置	(総務省) 地方自治法施行規則第12条の3の2第1項の規定により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定しようとする場合において、すでに他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもって同項の確認をすることができることとする改正を行った（実施計画の変更についても同様とする。）。	